平成２２年（フ）第３５６号
秋田市御所野元町５丁目11番14号
債務者　下山　景子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字野宅129番地５
債務者　太田　直人
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４１号
秋田県由利本荘市花畑町２丁目15番地１
債務者　芳賀　芳博
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３９８号
茨城県水戸市見川３丁目558番地の１
トゥーレサイプレス105号
債務者　小見門　尚
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０２号
茨城県水戸市城東３丁目２番56号　ジュネス河野Ａ棟202号
債務者　関口　紳一（旧姓寺門）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２０号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地の134
債務者　川崎　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４２８号
茨城県水戸市平須町1820番地の54　エルディム木村Ｃ棟102号
債務者　根本　優子（旧姓小野瀬）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３３号
茨城県常陸太田市山下町1195番地の１　アイゼルハイネ山下マンション202号
債務者　小池　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３２号
茨城県日立市滑川町２丁目20番22―101号
債務者　渡邉　啓介
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県つくばみらい市谷井田901番地１
債務者　渡井　勝巳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２８号
茨城県つくばみらい市絹の台２丁目20番地２
債務者　谷島　伸行
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２９号
茨城県つくばみらい市絹の台２丁目20番地２
債務者　谷島　照代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３５号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２―８―19　メディカルアシスト阿見マンション347、住民票上の住所東京都北区桐ケ丘２丁目17番Ｎ８―309号
債務者　廣瀬　克子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県古河市久能990番地４　キョウエイコーポＢ102、前住所栃木県下都賀郡野木町大字佐川野1912番地１
債務者　渡辺千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１２０号
長野県埴科郡坂城町大字坂城1853番地　タケヤ荘104号、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城1888番地２
債務者　瀬底　照美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１６５号
長野県松本市寿北３丁目４番５号　第２ビレッジ白瀬渕209号
債務者　宮本　真美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７３号
長野県松本市大字島立991番地４　アルヴィスターレ松本408号
債務者　中村　和実
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
長野地方裁判所松本支部